

令和8年度（令和7年度からの繰越分を含む）医政局所管補助事業補助対象事業一覧（交付要綱から抜粋）

補助金名	事業名	事業内容	対象	事務担当
医療提供体制施設整備交付金	(1) 休日夜間急患センター施設整備事業	休日夜間急患センターとして、必要な施設の整備	公的病院 民間病院 (市町の委託含む)	医療支援課 医療整備G 076-225-1439
	(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業	病院群輪番制病院又は共同利用型病院として、必要な施設の整備	公的病院 民間病院 (病院群輪番制病院及び共同利用型病院)	
	(3) 救急ヘリポート施設整備事業	入院を要する(第二次)救急医療体制病院へのヘリポート整備	公的病院 民間病院	
	(4) ヘリポート周辺施設整備事業	ドクターヘリ基地病院等への格納庫整備等の整備	ドクターヘリ基地病院等	
	(5) 救命救急センター施設整備事業	救命救急センターとして、必要な施設の整備	救命救急センター	
	(12) 共同利用施設施設整備事業	共同利用施設又は地域医療支援病院の共同利用部門として必要な施設の整備	民間病院	
	(13) 医療施設近代化施設整備事業	医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境の改善及び患者サービスの向上等につながる施設の整備	厚生労働省「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」に適合する病院、診療所 病床過剰地域は、10%以上の病床削減が必要 その他条件有り	
	(14) 基幹災害拠点病院施設整備事業	基幹災害拠点病院として、必要な施設の整備	基幹災害拠点病院	
	(15) 地域災害拠点病院施設整備事業	地域災害拠点病院として、必要な施設の整備	地域災害拠点病院	
	(17) 特殊病室施設整備事業	特殊病室（無菌室）の整備	公的病院 民間病院	
	(18) 治験施設施設整備事業	治験施設として、必要な施設の整備	民間病院	
	(21) 医療施設等耐震整備事業	医療施設等の耐震化または補強等の整備	病院 等	
	(28) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	非常用自家発電設備及び給水設備（受水槽等）の整備	<u>浸水想定区域等内に所在する</u> 病院、有床診療所	
	(29) 医療施設浸水対策事業	医療施設の浸水対策に係る止水版等の設置、医療用設備の移設及び電気設備の移設、排水ポンプ及び雨水貯留槽の整備	<u>浸水想定区域等内に所在する</u> 病院、有床診療所、無床診療所 等	
医療施設等施設整備費補助金	(1) へき地診療所施設整備事業	へき地診療所として、必要な施設の整備	へき地診療所	医療支援課 医療整備G 076-225-1439
	(6) へき地医療拠点病院施設整備事業	へき地医療拠点病院として、必要な施設の整備	へき地医療拠点病院	
	(9) 分娩取扱施設施設整備事業	分娩取扱施設として、必要な施設の整備	公的病院 民間病院	地域医療政策課 医療計画G 076-225-1468
	(10) 解剖・死亡時画像診断等施設整備事業	死因究明のための解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な施設の整備	市町等、その他厚生労働大臣が適当と認める者	医療支援課 医療整備G 076-225-1439
	(12) 院内感染対策施設整備事業	医療機関の感染者のための個室整備	民間病院	
	(13) 医療施設ブロック塀改修等施設整備事業	ブロック塀の改修等	病院の開設者	
(2)ウ(7) 地域療育支援施設運営事業	地域療育支援施設の運営事業に必要な経費	公立病院、公的病院、民間病院		

医療提供体制推進事業費補助金	(2)ウ(イ) 日中一時支援事業	日中一時支援事業に必要な経費	公立病院、公的病院、民間病院
	(7)ア(ア) 休日夜間急患センター設備整備事業	休日夜間急患センターとして、必要な医療機器等の購入費	公的病院、民間病院 (市町の委託含む)
	(7)ア(エ) 救命救急センター設備整備事業	救命救急センターとして、必要な医療機器及び重症熱傷患者用備品等の購入費	救命救急センター (公立医療機関を除く)
	(7)ウ(ウ) 地域療育支援施設設備整備事業	地域療育支援施設として、必要な医療機器等の購入費	公的病院
	(7)エ 共同利用施設設備整備事業	共同利用施設又は地域医療支援病院として、必要な共同利用高額医療機器の購入費	公的病院、民間病院 ※地域医療支援病院の場合、上記に加え、公立病院も補助対象となる
	(7)オ(ア) 基幹災害拠点病院設備整備事業	基幹災害拠点病院として、必要な医療機器等の購入費	基幹災害拠点病院 (公立病院を除く)
	(7)オ(イ) 地域災害拠点病院設備整備事業	地域災害拠点病院として、必要な医療機器等の購入費	災害拠点病院 (公立病院を除く)
	(7)オ(ウ) NBC災害・テロ対策設備整備事業	NBC災害及びテロ発生時の災害・救急医療提供体制整備に必要な医療機器等の購入費	災害拠点病院 救命救急センター
	(7)オ(カ) 医療施設非常用通信設備整備事業	災害時の通信手段の確保に必要な通信設備の購入費	救命救急センター等
	(7)オ(キ) 災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業	災害・感染症医療業務従事者派遣に必要な設備の購入費 緊急車輛（緊急車輛に常備する携行式の応急用医療資器材・テント・発電機等設備・外部給電器を含む。）の購入費	災害拠点病院等
(9) 医療コンテナ活用促進事業	医療コンテナ及びコンテナに搭載する医療用資器材・その他資器材の購入・運搬・設置料	災害拠点病院等	

医療支援課  
医療整備G  
076-225-1439

※ 公立病院：地方自治体（県・市町）、地方独立行政法人

※ 公的病院：日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

※ 地方公共団体（公立病院）及び地方独立行政法人は対象外

※ 当該一覧表は、各補助事業の概略を示しており、詳細については省略されている部分があることをご承知おきください。

詳細は各交付要綱等をご確認ください。